北本市の障害福祉に関する計画

	①　障害者計画	②　障害福祉計画	③　障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法　第11条３項	障害者総合支援法　第88条	児童福祉法　第33条の20
主務官庁	内閣府	厚生労働省	こども家庭庁
計画期間	中長期	３年間	３年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び提供体制の確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の必要量の見込み及び提供体制の確保などに関して定める

<table>
<tr><th colspan="10">北本市計画の期間</th></tr>
<tr><td>平成
29年度</td><td>平成
30年
度</td><td>令和
元年度</td><td>令和
2年度</td><td>令和
3年度
中間年</td><td>令和
4年度</td><td>令和
5年度</td><td>令和
6年度</td><td>令和
7年度</td><td>令和
8年度</td></tr>
<tr><td colspan="10">①第三次北本市障害者福祉計画
「支えあい、ともに暮らしあうまち　北本」の実現</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">②第五期障害福祉計画
③第一期障害児福祉計画</td><td colspan="3">②第六期障害福祉計画
③第二期障害児福祉計画</td><td colspan="3">②第七期障害福祉計画
③第三期障害児福祉計画</td></tr>
</table>

障害者基本法（抜粋）

○法第１０条第１項(施策の基本指針)
障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。
２　国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たって、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。
○**法第１１条第３項(市町村障害者計画)**
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者総合支援法（抜粋）

○法第 87 条第 1 項(基本指針)
厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
○**法第 88 条第 1 項(市町村障害福祉計画)**
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

児童福祉法（抜粋）

○法第 33 条の 19 第 1 項
厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第 1 項及び第２項において「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項において「基本指針」という。)を定めるものとする。
○**法第 33 条の 20 第 1 項**
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
○法第 33 条の 20 第６項
市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。